

発注奨励策の基本的な仕組みについて

具体的な奨励効果額の設定は、一人分の稼得を生み出すに足ると考えられる金額との擬制のもと、一定の基準金額（年間）を設定し、年間の発注額が基準金額を満たす場合に一定の奨励、即ち納付金の減額、調整金、報奨金の加算を行うことが考えられる。

発注奨励の運用に当たっては、納付金の減免、調整金等の加算申請手続きが企業にとって過度の事務負担とならないよう留意する必要がある。（中略）支援団体に発注した場合には、発注業務や金額、実際に業務を行った障害者等の証明を支援団体が行うなど、悪意者の排除に意を払いつつも、手続きが煩瑣なものとならないよう工夫し、利用しやすい仕組みとすることが適当である。

【障害者雇用問題研究会報告書（抄）】

1. 発注奨励策の基本的な仕組み（案）

（1）評価基準額の設定

“ 1人分の稼得を生み出すに足ると考えられる金額 ” の設定（＝評価基準額）

評価基準額は、
発注金額から諸経費を差し引いて在宅就業障害者の手元に残る報酬が、障害者である労働者の平均賃金と同水準になるように設定。

（例）

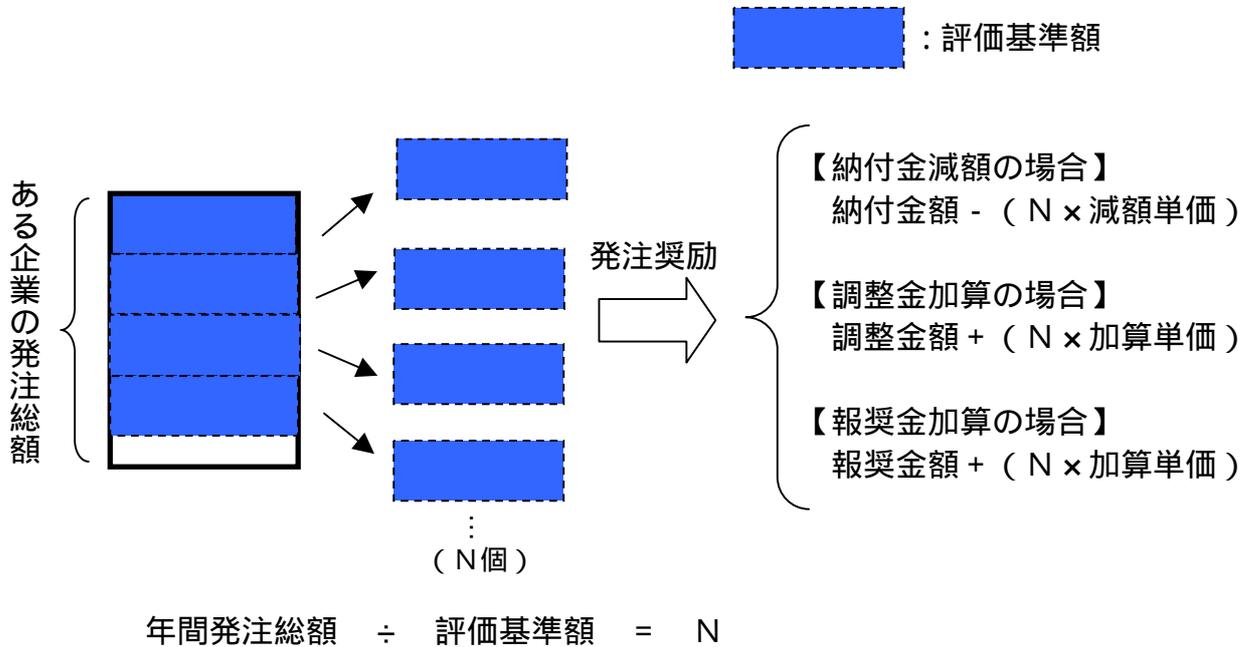
$$400 \text{ 万円} = \frac{250 \text{ 万円 (障害者の平均賃金月額 (22 \text{ 万円}^{\#1}) \times 12 \text{ ヶ月})}{0.6^{\#2} \text{ (個人企業の製造業・サービス業の「売上高 - 諸経費 / 売上高」)}}$$

1 : 「平成 15 年度障害者雇用実態調査」(厚生労働省職業安定局)

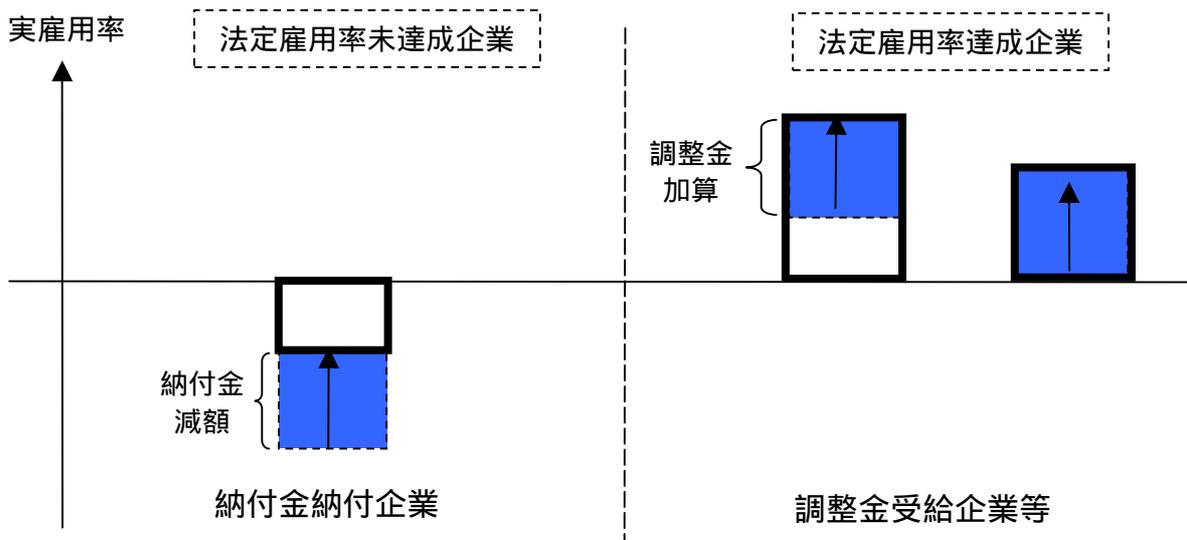
2 : 「個人企業経済調査（構造編）平成 14 年」(総務省統計局)

(2) 減額・加算額算定へのあてはめ

ある企業の年間の在宅就業障害者への総発注額 ÷ 評価基準額 = N
 Nの数に応じて、当該企業が支払う納付金を減額(又は受け取る調整金等に加算)



< 概念図 >



2. 具体的な適用の考え方

(1) 前提(例)

評価基準額：400万円

納付金減額単価：14,000円(調整金加算単価と揃える)

調整金加算単価：14,000円(調整金単価(27,000円)の2分の1)

報奨金加算単価：11,000円(報奨金単価(21,000円)の2分の1)

(2) 算定式

納付金納付企業

$$\begin{array}{ccc} \text{A} & & \text{B} & & \text{C} \\ \boxed{\text{本来払うべき納付金額}} & - & \boxed{\begin{array}{c} \text{発注による減額幅} \\ N \times 16.8 \text{万円} \\ () \end{array}} & = & \boxed{\text{減額後の納付金額}} \end{array}$$

$$16.8 \text{万円} = \text{納付金減額単価} \times 12 \text{ヶ月}$$

〔減額の限度額〕

減額幅Bには、何らかの限度額を設けることとする。

納付金納付企業が、本奨励措置により、もらい手に回るケースが生じ得る。

調整金受給企業等

$$\begin{array}{ccc} \text{A} & & \text{B} & & \text{C} \\ \boxed{\text{本来受給すべき調整金額}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{発注による加算幅} \\ N \times 16.8 \text{万円} \\ () \end{array}} & = & \boxed{\text{加算後の調整金額}} \end{array}$$

$$16.8 \text{万円} = \text{調整金加算単価} \times 12 \text{ヶ月}$$

〔加算の限度額〕

加算幅Bには、何らかの限度額を設けることとする。

〔対象企業について〕

なお、納付金制度対象企業(常用労働者301人以上)であって、当該企業の雇用障害者数が雇用義務障害者数と同数であるため、調整金受給対象とならない企業も本措置の対象とする。

報奨金受給企業

$$\begin{array}{ccc} \text{A} & & \text{B} \\ \boxed{\begin{array}{c} \text{本来受給するべき} \\ \text{報奨金額} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{発注による加算幅} \\ N \times 13.2 \text{ 万円} \\ (\quad) \end{array}} \\ & & = \\ & & \boxed{\begin{array}{c} \text{加算後の} \\ \text{報奨金額} \end{array}} \\ & & \text{C} \end{array}$$

$$13.2 \text{ 万円} = \text{報奨金加算単価} \times 12 \text{ ヶ月}$$

〔加算の限度額〕

加算幅 B には、何らかの限度額を設けることとする。